

1. 通関書類の電子送信業務におけるファイル容量制限の見直しについて業務の効率化に向けたファイル容量の拡大について

2017年10月の法令改正により義務化となった通関書類の電子送信については、添付ファイル容量が1ファイルあたり1MBから3MBに変更になったため、ファイルの分割、再スキャンといった工程は減少し、業務負荷は軽減されつつある。一方で、3MBを超えるファイル に関しては、依然としてファイル分割を行うなどの工程が必要であり、MSX導入の趣旨である「通関書類提出の迅速化、合理化」に向けた妨げとなっている。引き続き1ファイルあたりの容量を最低10MBに拡大するなど双方の業務効率化に向け取り組まれない。

2. NACCS 更改に伴う法人番号取扱運用の改善について

マイナンバー制度導入により、IDA入力画面における輸出入者符号の入力については、JASTPROコード・税関発給コードから法人番号に移行されたが、リアルタイム口座振替・口座登録などの業務については引き続きJASTPROコードが必要である。これらの業務は輸出入申告において主要な工程となっているため、実質的にはJASTPROコードも併存して管理しなければならない状況となっている。マイナンバー制度における法人番号とは、確実な納税に向けて一元管理していくという導入当初の目的もあることから、趣旨に則り法人番号への完全移行化が望ましい。NACCSのハードウェア入れ換えの予定時期と法人番号への完全移行へ向けた具体的な検討状況について明らかにされたい。

3. 燃料価格高騰に対するトリガー条項の凍結解除について

軽油価格については、コロナ禍が長期化する中、石油輸出国機構(OPEC)とロシアなど非加盟国による減産調整などから、高止まりの状況にある。コロナ禍で経済的ダメージを受けている事業者の負担軽減のために、燃料価格高騰時の燃料課税停止措置(トリガー条項)の発動に向け、「揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止制度」の適用停止を解除されたい。

【関 税 局】

1. 航空貨物の輸入通関のスピード化について

航空貨物の輸入通関については、予備審査制が導入されているが、本申告は本邦空港到着後に行うため、空港到着から通関、貨物引き取りまでに時間を要している。一定の条件下（例：他法令などで規制対象外の品物など）において、当該貨物が本邦空港到着までに、本申告輸入許可がされる制度の導入が必要である。また、AEO事業者に対しては特例申告制度があり、到着までに輸入許可を得ることが可能であるが、貨物到着前に申告・許可を得ることができることは引取にかかる申告のみであり、納税申告にあたる特例申告は到着前に許可を得ることはできない。申告にかかる負荷を軽減し、円滑な輸入手続きの実現に向け、AEO事業者に対して貨物到着前に一つの申告として許可までの対応が可能な制度を導入されたい。

2. 仮陸揚げに係る成田/羽田両空港の一体運用について

成田着羽田発、もしくは羽田着成田発の双方ルートにおいて、マニュアルでの申請受付に加え、NACCSでの受付を導入頂きたい。

3. 輸入申告時に一部貨物が仕向け空港以外に到着した場合の取扱いについて

同一AWBの貨物で一部が仕向け空港以外の空港に到着した場合は、本来の仕向け空港に到着しない限りは輸入申告に入ることができない。このような事例は起こりうることであり、実際発生したケースもある。通常は航空会社による手配でAWB券面上の仕向け空港へ転送を行うが、昨近のトラック不足等で転送が遅れる場合もあり、それ以前に顧客への納期が守れず、大きなクレームになる恐れがある。また申告が分割された場合、当初の本来の貨物と異なる品目での申告をしなければならないケースがあり（例えば同一貨物であれば装置全体であるところ、仕分け通関により部品ごとの申告になる場合など）、貿易統計にも影響を及ぼすものと考え

る。

パーシャル申告が認められるようになった場合、通関業者、税関を含む関係者の工数（手間）の軽減に寄与する事となり、顧客への影響も最小限にとどめることが出来る。また殊に成田・羽田の首都圏空港間においては、一体運用に向けて様々な取り組みを行っており、その利益にも資するものと考え。したがって、同一AWBの貨物が他空港にパーシャルで到着した場合に、仕分けを行うことなく、一つの申告として行うことを認めてもらいたい。

4. 事前教示制度の円滑化について

同一商品を輸入する場合、税関官署によって商品に対する見解が異なる場面が散見され、全く同一の商品を輸入しても申告税関官署によって関税率が異なる場合が見受けられる。このような見解の相違を防ぐために、税関は事前教示の制度にて関税分類の照会を受け付けているが、文書による回答は原則として30日以内に行われることとなっており、とりわけスピードが求められる航空貨物において、利便性の高い制度であるとはいえない。適正な申告手続きを行うためにも、事前教示制度の円滑化を図られたい。